

登録教習機関の登録の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」の登録を廃止したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	石川県立小松工業高等学校
登録教習機関の住所	石川県小松市打越町丙67
代表者氏名	室田 昌一
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	石川県立小松工業高等学校 石川県小松市打越町丙67
行うことができる技能講習	ガス溶接技能講習
登録の廃止年月日	令和7年5月31日
登録番号	第35号

令和7年6月2日

石 川 労 働 局 長

